

# 福生第二小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月策定

## 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

いじめを生まない、許さない学校づくりのため、いじめ問題へ組織的な対応をし、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

## 3 学校いじめ防止対策委員会（いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置措置）

### （1）構成員

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、スクールカウンセラー

### （2）具体的な内容

- ・いじめ防止基本方針の策定、修正
- ・いじめに関わる調査、情報収集
- ・いじめ防止の取り組み実施
- ・校内研修の企画運営
- ・いじめ発生時における対策検討、実施

## 4 いじめ防止のための取組

### （1） 道徳教育の充実

児童の実態に応じ、よりよく生きるための基礎となる道徳的価値について学び、それを自己の生き方に反映させ、道徳的実践力を高められるよう意図的、計画的に指導する。

### （2） 「いじめ防止教育プログラム」の有効活用

「いじめ問題に対応できる力を育てるために―いじめ防止教育プログラム―」（平成26年2月、東京都教育委員会発行）を活用し、いじめについての理解と認識を深め、いじめ防止の行動ができる実践力を養う。

(3) 学級経営の充実（自尊感情、自己肯定感を高める）

わかる、できる授業の実践に努め、すべての児童が成就感や充実感を味わうことができる学級づくりをするとともに、学級活動を通して望ましい人間関係を形成し、一人一人が大切にされていることを実感できるようにする。

(4) インターネット等の適正な利用方法の指導

携帯電話やインターネットの利用に伴う個人情報の不用意な公開や誹謗中傷等の書き込みを行わないように情報モラル教育を計画的に行い、有害情報から子供たちを守るよう家庭や地域と連携を図る。

## 5 いじめ早期発見のための取組

(1) いじめの兆候を見逃さない

児童の表情や生活の様子、児童の人間関係の変化など児童が発する小さなサインを見逃すことがないように日頃から丁寧な児童理解を進め、いじめの早期発見に努める。また、日頃から児童が教員に相談しやすい人間関係を築く。

(2) 教職員の情報連携を図る

校内の児童の様子についての情報交換を行える生活指導朝会の充実と、日頃からの情報共有を行える環境作りをしていく。管理職やスクールカウンセラーにも情報が届くようにすることが大切。

(3) アンケート等の有効活用

「いじめ発見チェックシート」（「人権教育プログラム」）等を活用し、児童の声が教職員に届くようにする。

#### (4) 保護者や地域、関係諸機関との連携

保護者からの相談には迅速に対応し、家庭訪問や面談を実施する。必要に応じて教育委員会、教育センター、子供家庭支援センター等の関係諸機関と連携する。

## 6 いじめ発生時の対応

### (1) 実態把握

アンケートや相談等によりいじめの事実を把握した場合、当該児童との面談を通し時系列で事実を確認して記録を取る。

### (2) 学校いじめ防止対策委員会を招集

情報を共有し、今後の指導や保護者、関係諸機関との連携について協議する。

### (3) 児童への指導と心のケア

いじめを受けた児童が安心して登校できるように、いじめを行った児童への毅然とした指導を行う。いじめた方といじめられた方、双方にスクールカウンセラーとの面談を設定し、精神面でのケアをする。

### (4) 保護者との連携

保護者には状況を的確に伝え、いじめ解消に向けた対応について保護者の協力を要請する。

### (5) 関係諸機関への報告

いじめが発生した場合、教育委員会に速やかに報告し、必要な場合は、関係諸機関へ報告し、連携を取りいじめ解消に向けた対応を行う。

## 7 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、教職員個人が行うのではなく、少なくとも以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状況が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定

するものとする。

- ②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 8 重大事態への対処

### 【重大事態とは】

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 【重大事態発生時の対応】

- ・被害児童、保護者に対するＳＣによるケア、ＳＳＷによる家庭訪問を行う。
- ・加害児童に対する指導、警察への相談、児童へのケアを行う。
- ・保健室登校の実施や適応指導教室、医療機関等と連携し緊急避難措置を実施する。
- ・緊急保護者会を開催する。
- ・重大事態発生について教育委員会を通じて市長に報告する。

## 9 特に配慮が必要な児童についての対応

- ・発達障害を含む障害のある児童に係るいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びに困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外交人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向、性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止、早期発見に取り組む。

上記の児童を含め、学校としてとくに配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

## 10 教員研修

東京都教育委員会発行「いじめ問題に対応できる力を育てるために」あるいじめ問題解決のための「教員研修プログラム」を活用し、教員研修を計画的に行う。

## 11 学校評価の評価項目の位置づけ

・学校評価の評価小目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（アンケート、個人面談、授業、校内研修等）の実施状況を位置付け、成果と課題を検証する。また、評価結果を踏まえ、保護者会や学校CSと連携して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。